

富士河口湖町小規模工事等契約希望者登録申請要領

1. 制度の目的

この制度は、富士河口湖町が発注する小規模な工事において、町内事業者の受注機会拡大を図ることを目的とします。

2. 対象工事

設計金額 1 3 0 万円以下の工事

3. 対象工種

別表のとおり ※ただし、登録は 3 工種までとします。

4. 対象事業者

「町内に事業所を有する法人」又は「町内に住所を有する個人」（以下「事業者」という。）が対象となります。ただし、次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

- （１）富士河口湖町の入札参加資格者名簿に登載されている事業者
- （２）希望工種を施工するために必要な資格、許可等を有しない事業者
- （３）町税を滞納している事業者
- （４）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない事業者
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員

5. 申請方法

必要書類を受付期間内に郵送又は持参してください。

【受付期間】

令和 5 年 1 月 10 日（火） から 令和 5 年 2 月 28 日（火） まで

【提出先】

〒401-0310

富士河口湖町船津 1700 番地

富士河口湖町役場 2 階 総務課 管財係

【必要書類】

- ① 小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第 1 号）
- ② 町税完納証明書（発行から 3 カ月以内のものに限ります。）又は
町税納付状況調査同意書（様式第 2 号）
- ③ （法人の場合）登記事項証明書の写し
（個人の場合）身分証明書 ※町役場で発行したものに限る。
- ④ 該当工種を施工するにあたり必要な資格、許可等を証する書類の写し

※申請様式は町のホームページ又は富士河口湖町役場総務課で配布します。

6. 登録有効期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

7. その他

申請により登録者の名簿を作成し、町の小規模工事発注候補者とします。

なお、名簿登録により発注が保証されるものではなく、発注されない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

別表 対象工種一覧

	工 種	工 事 内 容
1	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事
2	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事。工作物解体工事。掘削、盛土等土工事。ネットフェンス工事。基礎的な工事
6	石工事	法面処理、擁壁として石、コンクリートブロックを積む工事。建物内外壁に擬石等を貼る工事
7	屋根工事	屋根葺き工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック、れんがにより工作物を築造する工事。タイル、れんが等を取り付け又は張り付ける工事
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、路盤築造工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事等
15	板金工事	板金加工取付け工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井床仕上工事、壁・間仕切り工事、カーテン工事、たたみ工事等
20	機械器具装置工事	機械器具設置工事等
21	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工事等
22	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事、屋上緑化工事、剪定等
24	さく井工事	さく井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事等
25	建具工事	サッシ取付工事、シャッター取付工事、金属製・木製建具工事等
26	水道施設	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理施設工事
27	消防施設工事	屋内・外消火栓設備工事、非常用火災報知器設置工事等
28	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事等
29	解体工事	工作物の解体を行う工事